

令和3年度 第1回

# 大阪府都市計画審議会 会議録

日時：令和4年2月4日（金）

午後14時～午後14時55分

場所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

# 議 題

## 【審 議 案 件】

議第 464 号 南部大阪都市計画区域区分の変更

議第 465 号 東部大阪都市計画都市再開発方針の変更

議第 466 号 南部大阪都市計画都市再開発方針の変更

議第 467 号 北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

議第 468 号 東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

議第 469 号 南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

議第 470 号 東部大阪都市計画道路の変更

議第 471 号 東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更

## 令和3年度第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る 者	澤木 昌典	大阪大学大学院教授	出	会長
2		内田 敬	大阪市立大学大学院教授	出	会長代理
3		島田 洋子	京都大学大学院准教授	出	
4		高岡 伸一	近畿大学准教授	出	
5		多々納 裕一	京都大学教授	欠	
6		藤田 香	近畿大学教授	出	
7		長谷川 路子	追手門学院大学講師	出	
8		下村 泰彦	大阪府立大学教授	出	
9		中谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	欠	
10		板東 嘉子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		山本 寛	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	大坪 正人	近畿農政局長	出	代理:農村振興部農村計画課長 久保 浩昭氏
13		伊吹 英明	近畿経済産業局長	出	代理:近畿経済産業局 地域開発室長 河上 康裕氏
14		東川 直正	近畿地方整備局長	出	代理:事業調整官 高橋 雅樹氏
15		金井 昭彦	近畿運輸局長	欠	
16		井上 一志	大阪府警察本部長	欠	
17	府議会議員	坂上 敏也	府議会議員(維新)	欠	
18		三橋 弘幸	府議会議員(維新)	出	
19		前田 将臣	府議会議員(維新)	出	
20		松本 利明	府議会議員(維新)	出	
21		泰江 まさき	府議会議員(維新)	出	
22		原田 亮	府議会議員(自民)	出	
23		塩川 憲史	府議会議員(自民)	出	
24		八重樫 善幸	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	野田 義和	大阪府市長会会長	欠	
26		田代 堯	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	花川 雅昭	大阪府市議会議長会会長	出	
28		辻 本 馨	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	松井 一郎	大阪市長	出	代理:大阪市 計画調整局長 寺本 譲氏
30		丹野 壮治	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中24名出席

令和3年度第1回大阪府都市計画審議会 出席幹事名簿（大阪府）

令和4年2月4日

番号	職名	氏名	備考
1	大阪都市計画局長	角 田 悟 史	
2	大阪都市計画局 計画推進室長	森 下 英 仁	
3	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課長	森 岡 清 高	
4	政策企画部 危機管理室長	小 池 重 一	代理:幹事(臨時)防災企画課長補佐 清田 雅嗣
5	政策企画部 企画室長	川 端 隆 史	代理:幹事(臨時) 計画課参事 御手洗 英樹
6	環境農林水産部 農政室長	原 田 行 司	代理:幹事(臨時) 整備課参事 杉田 和繁
7	都市整備部長	谷 口 友 英	
8	都市整備部 事業管理室長	美 馬 一 浩	
9	都市整備部 道路室長	日 田 哲 也	
10	都市整備部 交通戦略室長	浅 井 敏 彦	
11	都市整備部 河川室長	山 内 一 浩	代理:幹事(臨時) 河川整備課長補佐 矢野 定男
12	都市整備部 下水道室長	坂 田 敦	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 林 栄樹
13	建築部長	藤 本 秀 司	
14	建築部 居住企画課長	日 野 出 俊 夫	代理:幹事(臨時) 居住企画課長補佐 古澤 智昭
15	建築部 建築指導室長	牧 田 武 一	
16	大阪府警察本部 交通規制課長	福 山 邦 之	
17	建築部 建築防災課長	宮 本 佳 典	幹事(臨時)

令和3年度 第1回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿(市)

令和4年2月4日

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	松原市 都市整備部長	大島 久幸	議第464号	出
2	寝屋川市 2軸化事業本部 課長	近成 健太	議第465号 議第468号	出
3	寝屋川市 まちづくり推進部 住宅政策課長	中谷 洋明	議第465号 議第468号	出
4	東大阪市 都市計画室 次長	田島 佳郎	議第465号 議第468号	出
5	東大阪市 建築部市街地整備課長	清水 晶世	議第465号 議第468号	出
6	門真市 まちづくり部 技監	中島 一男	議第465号 議第468号 議第470号 議第471号	出
7	高石市 土木部長	藤原 通晃	議第466号	出
8	高石市 事業推進室長	石栗 雅彦	議第466号	出
9	和泉市 都市デザイン部都市政策室長	堀 勇樹	議第466号	出
10	和泉市 都市デザイン部都市政策室 都市政策担当課長	左海 裕幸	議第466号	出
11	豊中市 都市計画推進部都市計画課長	今中 義晃	議第467号	出
12	岸和田市 まちづくり推進部都市計画課長	山田 俊晴	議第469号	欠

# 目 次

1	開会	1
2	会長選任	6
3	議第464号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について	8
4	議第465号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について	11
5	議第466号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について	11
6	議第467号「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について	15
7	議第468号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について	15
8	議第469号「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について	15
9	議第470号「東部大阪都市計画道路の変更」について	19
10	議第471号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について	19
11	閉会	24

## 1 開 会

(午後1時55分)

審議会開会にあたりまして事務局よりご連絡させていただきます。

感染症対策としまして、受付に消毒液の設置と委員及び幹事の皆様のためにパーテーションを設置させていただいておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、スマートフォン等、音声を発生させる通信機器をお持ちの方は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

報道関係の皆様へのお願いですが、審議会の開会后5分間はフリーで撮影させていただいて結構ですが、その後は審議の妨げにならない範囲で取材をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております「傍聴される方へ」をお守りいただき、審議会開会中は御静粛にお願いいたします。

(午後2時開会)

**【司会】** お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます大阪府都市計画局計画推進室計画調整課の高須賀と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数30名のうち24名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たり、大阪府大阪都市計画局長角田より御挨拶を申し上げます。

**【角田 局長】** 大阪都市計画局長の角田でございます。令和3年度第1回大阪府都市計画審議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、開催日時の調整に御協力賜りまして、本日、本審議会を開催できる運びとなりました。また、大変お忙しい中、本審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年11月1日に私ども大阪都市計画局が発足いたしました。大阪という大都市のまちづくりを広域的な視点から、府市一体で推進するため、大阪府及び大阪市の共同設置といたしました組織となっております。

当局といたしましては、大阪の成長、発展に資するまちづくりを進めていくため、大阪のまちづくりの大きな方向性を新しいグランドデザインとして示すよう策定に取りかかるとともに、府内各地で計画中、進行中のまちづくりの推進に向け、局内の大阪府、大阪市の職員が一体となり進めているところでございます。

また、併せまして、都市計画を府市一体で推進するため、大阪市で行っておりました高速道路や鉄道などの広域的で、成長の重要な基盤となります都市計画などにつきまして、大阪市から事務委託を受けており、今後、本審議会に御審議賜りますこととなります。

本日、開催の大阪府都市計画審議会では、都市再開発の方針、密集市街地内の防災街区の整備の方針、そして、市街化区域に編入する案件、それと、大阪モノレールについての案件を御審議していただきたいと考えております。

委員の皆様には、大阪府の成長、発展において、どのような都市計画がいいのか、忌憚のない御意見、御議論を賜りたいと思っておりますので、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【司会】** ありがとうございます。

では、本日、審議会に御出席いただいております委員の紹介をさせていただきます。

まずは、学識経験者の皆様を御紹介いたします。

澤木委員でございます。

**【澤木 委員】** 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 内田委員でございます。

**【内田 委員】** 内田です。よろしくお願い致します。

**【司会】** 島田委員でございます。

**【島田 委員】** 島田でございます。よろしくお願い申し上げます。

**【司会】** 高岡委員でございます。

**【高岡 委員】** 高岡です。よろしくお願い致します。

**【司会】** 藤田委員でございます。

**【藤田 委員】** 藤田でございます。よろしくお願い申し上げます。

**【司会】** 長谷川委員でございます。

**【長谷川 委員】** 長谷川です。よろしくお願い致します。

**【司会】** 下村委員でございます。

**【下村 委員】** どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会】** 板東委員でございます。

**【板東 委員】** 板東です。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 山本委員でございます。

**【山本 委員】** 山本です。よろしくお願いいたします。

**【司会】** なお、お配りした配席表には、多々納委員の記載がございますが、急遽御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

三橋委員でございます。

【三橋 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 前田委員でございます。

【前田 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 松本委員でございます。

【松本 委員】 松本です。よろしく申し上げます。

【司会】 泰江委員でございます。

【泰江 委員】 泰江です。よろしく申し上げます。

【司会】 原田委員でございます。

【原田 委員】 原田です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 塩川委員でございます。

【塩川 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 八重樫委員でございます。

【八重樫 委員】 八重樫でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 次に、行政委員の委員の皆様のお紹介になります。

近畿農政局長代理の久保委員でございます。

【久保 委員】 久保でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 近畿経済産業局長代理の河上委員でございます。

【河上 委員】 河上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の高橋委員でございます。

【高橋 委員】 高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪府町村長会会長田代委員でございます。

【田代 委員】 田代でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪府市議会議長会会長花川委員でございます。

【花川 委員】 花川でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長辻本委員でございます。

【辻本 委員】 辻本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市長代理の寺本委員でございます。

【寺本 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪市会議長丹野委員でございます。

【丹野 委員】 丹野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、お配りした配席表には井上委員の記載がございますが、急遽御欠席との御連絡をいただいております。

次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1点目に、「配付資料一覧」及び「委員配席表」です。

2点目に、大阪府都市計画審議会条例及び規則でございます。

3点目に、「議題」及び「付議案件一覧」になっております。

4点目に、「委員名簿」及び「幹事名簿」。

5点目に、右上に資料1と書かれました「令和3年度第1回大阪府都市計画審議会議案書。」

6点目に、同じく右上に資料2と書かれました「令和3年度第1回大阪府都市計画審議会資料。」

併せまして、7点目ですが、これは委員及び幹事のための配付ですが、議案説明時のパワーポイントの表示画面を印刷したものをお手元に配付させていただきます。

以上、不足等ございませんでしょうか。

## 2 会長選任

本日は行います審議会は、学識経験者の委員改選後、初めての開催となり、現在、会長が不在であることから会長の選任を行う必要がございます。会長の選任につきましては、大阪府都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の委員の中から会長を選出すると定めており、会長を選出するまでの間、僭越でございますが私が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長の選任につきましては、委員の皆様、立候補もしくは御推薦ございませんでしょうか。

高岡委員。

**【高岡 委員】** 推薦ですけれども、都市計画分野に精通され、経験も豊かで、昨年まで本審議会の会長代理を4年間務められてこられた澤木委員を御推薦申し上げます。

**【司会】** ただいま澤木委員を推薦という御意見がありました。ほかに推薦等ございませんでしょうか。

ほかに御推薦がないようですので、推薦のありました澤木委員を会長に選出するにつき、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【司会】** ありがとうございます。御異議がないようですので、澤木委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の議事につきましては、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が当審議会の議長となると定められておりますので、澤木会長に議長をお願いし、議事進行をお願いしたいと思います。澤木会長、議長席へお願いいたします。

**【澤木 会長】** ただいま、委員の皆様より会長に御推挙いただきました大阪大学の澤木でございます。本都市計画審議会では、私権の制限などに及ぶことも審議していかなければいけませんので、皆様に慎重な御審議をお願いするとともに、かつ、円滑な審議会の運営にも御支援賜りたいと思いますので、どうぞ御指導、御協力よろしくをお願いいたします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます、以降、着座によって進行させていただきます。失礼いたします。

それでは、ただいまから令和3年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。審議案件に入る前に、先ほど事務局より話がありましたとおり、委員改選後、初めての審議会となりますので、大阪府都市計画審議会条例第4条第3項の規定に定めております会長の職務代理者の指名を行いたいと思います。

なお、職務代理者の指名に関しましては、条例第4条第3項の規定において、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行すること、となっております。私といたしましては、内田委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【澤木 会長】** ありがとうございます。異議がございませんので、内田委員をお願いいたします。

では、改めまして議事を進めていきたいと思っております。

本日の議事案件といたしましては、南部大阪都市計画区域区分の変更を含みます計8議案がございます。

それでは、まず最初の議案ですが、議第464号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、幹事より説明をお願いいたします。

### 3 議第464号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 森岡計画調整課長】 計画推進室計画調整課長の森岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について御説明いたします。

議第464号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について御説明いたします。

「議案書」の1ページから3ページ、「議案書資料」の1ページから3ページに記載しておりますが、前方スクリーンにより御説明いたします。

区域区分は、都市計画区域において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために設定するもので、一般的に「線引き」と呼ばれております。区域区分の変更は、一斉見直しと随時編入、いわゆる保留解除の2種類があり、まず一斉見直しは、大阪府ではおおむね5年に1度、府内一斉の見直しを実施しており、直近では令和2年10月に第8回目の一斉見直しを実施し、府内7地区を市街化に編入いたしました。

次に、随時編入の御説明をいたします。一斉見直し時に今後5年以内に事業実施が見込まれる区域を保留区域と設定しており、このうち計画的かつ良好な開発事業や、土地利用の計画が明確になった時点で都市計画の手続きを進め、市街化区域に編入することができます。

今回、御審議いただくのは、堺松原線沿道の松原市の三宅地区でございます。

次に、三宅地区の市街化区域の編入要件について御説明いたします。市街化区域への編入要件は、平成30年2月策定の第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針に規定しており、以下の五つの要件を全て満たす場合に市街化区域へ編入するものとしております。

1点目、当地区は、松原市のマスタープランに産業施設誘導地区の位置づけがあり、2点目、阪神高速大和川線や国道309号などの幹線道路に面しており、住居系以外の立地を誘導すること。3点目、現行の市街化区域にも連担しており、さらに地区計画の具体案や土地区画整理事業の準備組合が設立されており、事業実施が確実なこと。最後に災害リスクへの対応として、当該地は大和川の浸水想定区域内にあるため、都市計画運用指針を参考に、開発事業者による土地のかさ上げや、避難路の整備等の対策を講じる予定であること。以上によりまして市街化区域への編入をするものでございます。

次に、三宅地区の位置を御説明いたします。三宅地区は、松原市域の北端に位置し、令和2年3月に全線開通いたしました阪神高速大和川線と阪神高速松原線が接続する三宅ジャンクション、また、都市計画道路堺松原線や、松原市の中央部を縦断する主要幹線道路である国道309号に隣接するなど、市域においても非常に交通利便性に優れたエリアに位置しております。

次に、三宅地区の現況の土地利用につきましてですが、まず区域界について御説明いたします。今回、市街化区域へ編入する区域は赤線で囲まれたエリアでございます。区域界は、原則として道路、河川などの地形地物で定めることとしており、当該地においては、現行の市街化区域界、道路界、水路界でございます。編入区域の外縁部には、既に都市的土地利用されたエリアが点在しており、これらの土地と中央を貫く阪神高速大和川線を除く部分を農地が占めております。また、エリア内には、松原市道や今井戸川などの公共施設がございます。当該地周辺は市街化区域となっており、南側に一部、市街化調整区域が残っております。

次に、三宅地区の土地利用計画を御説明いたします。区画道路、公園な

などを適正に配置し、阪神高速大和川線の北側の大区画には、物流施設及び工場を、南側には物流施設、業務施設等を誘致する予定となっております。また、営農継続を希望する方については、物流施設の西側に集約農地を計画しております。この農地は生産緑地へ指定を図る予定でございます。

以上が土地利用計画でございます。

これらを実現するため、区域区分の変更に関連して松原市が決定する都市計画につきましては、地区計画のほか5件ございます。今回、編入する区域全体について、用途地域として準工業地域、また準防火地域の指定を行います。併せて下水道の排水区域への編入を行います。

次に、国道309号を除いた区域で住宅の立地等を制限するため地区計画を定めます。そして、ポンプ場や事業所などの既に都市的土地利用がなされているエリアと阪神高速大和川線を除いた青色の範囲において、道路や公園等の基盤を整備する土地区画整理事業の決定を行います。

これらの計画につきましては、本年1月31日に開催されました松原市都市計画審議会において承認されており、本日の審議会でも本議案が承認されましたら、時期を合わせて告示する予定でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。都市計画の案の作成にあたり、令和3年8月2日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。令和3年12月6日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、松原市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

御説明は以上でございます。

**【澤木 会長】** どうもありがとうございました。ただいまの幹事からの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。御質問

ある方、御意見ある方は挙手でお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

御質問、御意見ないようですので、採決に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

議第464号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【澤木 会長】** 御異議がないようですので、本議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続きまして、次の議案にまいります。議第465号、議第466号につきまして、東部大阪並びに南部大阪の都市計画、都市再開発方針の変更となっていますので、この二つの案件につきましては一括して幹事より説明をお願いしたいと思います。説明よろしくをお願いいたします。

**4 議第465号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について**

**5 議第466号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について**

**【幹事 森岡計画調整課長】** 議第465号、議第466号の「東部大阪・南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」の2議案について一括して御説明いたします。

「議案書」の4ページから21ページ、「議案書資料」の4ページから16ページに記載しておりますが、前方スクリーンで御説明いたします。

都市再開発の方針は、都市計画法第7条の2において、都市計画に定めることができるとされており、土地利用の転換や、都市機能の集積・強化を図るべき区域、防災上課題がある区域などにおいて、都市における土地

利用の合理的かつ健全な高度利用や、都市機能の更新を図るための取組方針を示すものでございます。

策定の効果といたしましては、都市の再開発構想を計画に位置づけることにより、各市町村で実施する事業の推進につながるものでございます。

本方針においては、計画的な再開発が必要な市街地として、地区の概ねの位置、再開発の目標、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定めており、また、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、いわゆる再開発促進地区を定めており、地区の区域、整備または開発の計画の概要を定めることとなっております。

大阪府では、都市計画区域マスタープランの改定に合わせて、概ね5年を目途に一斉見直しを実施しており、見直しに際しましては、府内市町村と協議・調整の上、記載内容を変更しております。今回は、北部大阪都市計画区域についての変更はないことから、東部大阪及び南部大阪都市計画区域について変更をいたします。

まず、東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更内容から御説明いたします。

現在、青色で示す計画的な再開発が必要な市街地を13地区指定しており、赤色で示す再開発促進地区を14地区指定しております。地区数が多いことから、東部大阪の北側エリアから順番に御説明いたします。

計画的な再開発が必要な市街地については、今回、寝屋川市のJR寝屋川公園駅周辺地区を新たに追加いたします。JR寝屋川公園駅周辺地区は、第二京阪道路や、令和2年9月に供用した都市計画道路寝屋川公園駅前線などのアクセス性や、市営住宅の跡地等の地域資源を活かし、教育文化施設や商業施設等の都市機能を集約した東の都市核としての拠点形成を進め

るため追加するものです。

再開発促進地区については、門真市北部地区において、事業の進捗に伴い、概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業に市街地再開発事業を追加いたします。

続いて、東部大阪の南側エリアについて御説明いたします。計画的な再開発が必要な市街地については、東大阪市北部市街地をはじめ4地区において上位計画の変更や、モノレールの延伸等を踏まえ、再開発の目標等の変更を行います。

また、東大阪市西部中心市街地については、再開発の目標等の変更に加え、名称を東大阪市西部市街地に変更いたします。

再開発促進地区については、東大阪市の若江・岩田・瓜生堂地区を新たに追加するとともに、JR徳庵駅周辺地区をはじめ7地区において上位計画の変更や、モノレールの延伸等を踏まえ、地区の再開発・整備の目標等の変更を行います。

また、東大阪市新都心整備地区については、地区の目標等の変更に加え、名称を東大阪市中心拠点地区に変更いたします。

また、近鉄若江岩田駅周辺地区、近鉄河内花園駅周辺地区は、再開発事業と都市施設の整備事業を完了したことから削除いたします。

若江・岩田・瓜生堂地区は、密集市街地の解消を図るため、現在、防災再開発促進地区に位置づけられていますが、モノレール新駅予定地に面したエリアであることから、土地の高度利用や都市機能の集積を図る観点から、同地区に重複して位置づけるものでございます。

続きまして、南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更内容を御説明いたします。

現在、青色で示す計画的な再開発が必要な市街地を8地区指定しており、

赤色で示す再開発促進地区を4地区指定しております。計画的な再開発が必要な市街地について、今回、和泉市のJR北信太駅前周辺市街地を新たに追加いたします。JR北信太駅前周辺市街地は、今後、大阪和泉泉南線につながる都市計画道路北信太駅前線を整備予定であり、併せて駅前広場、駅周辺の基盤整備を進めることから、今後、駅前周辺の活性化や、環境整備を促進する区域であるため追加するものです。

再開発促進地区については、高石市の南海羽衣駅前地区において、市街地再開発事業が完了したことから削除いたします。

変更内容の説明は以上でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。都市計画の案の作成にあたり、令和3年8月2日から2週間、公述人の募集を行いました。公述の申出はございませんでした。令和3年12月6日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、寝屋川市、門真市、東大阪市、和泉市及び高石市へ、都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

**【澤木 会長】** どうもありがとうございました。ただいまの幹事からの御説明につきまして、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。ございましたら挙手にてお知らせいただければと思います。

御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見、御質問がないようですので、議第465号、議第466号の採決に入らせていただきたいと思います。特に御異議はなかったということです。両議案とも原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【澤木 会長】** ありがとうございます。御異議がないようですので、二つの案件とも原案どおりに承認することにいたします。

それでは、続きまして、議第467号、それから議第468号、並びに議第469号、この3案件につきましてですが、北部大阪、東部大阪、南部大阪の都市計画防災街区の整備の方針の変更となっておりますので、先ほどと同様に一括して幹事より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**6 議第467号「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について**

**7 議第468号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について**

**8 議第469号「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について**

**【幹事 森岡計画調整課長】** 議第467号から議第469号の「北部大阪、東部大阪、南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」の3議案について一括して御説明いたします。

「議案書」の22ページから34ページ、「議案書資料」の17ページから31ページに記載しておりますが、前方スクリーンで御説明いたします。

防災街区の整備の方針は、都市計画法第7条の2において、都市計画に定めることができるとされており、道路などの公共施設が未整備で狭小な敷地に老朽化した建築物が建ち並ぶ防災上危険な密集市街地について、防

災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るとともに、公共施設の整備や、建築物の不燃化、耐震化の促進など、防災性向上のための取組方針を示すものでございます。

策定の効果といたしましては、密集市街地内の整備方針を計画に位置づけることにより、各市町村で実施する事業の推進につなげるものでございます。

本方針においては、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、いわゆる防災再開発促進地区を定めており、地区の区域、整備又は開発の計画の概要を定めることになっております。また、既決定の方針では、防災再開発促進地区のみを指定しておりましたが、密集市街地の解消を促進するため、これに加えて、防災公共施設の整備及びこれと一体となって延焼防止等の特定防災機能を確保するための建築物—その他の工作物、いわゆる防災公共施設を新たに定めます。防災公共施設については、整備に関する計画の概要を定めることになっております。

大阪府では、都市計画区域マスタープランの改定に合わせて概ね5年を目途に一斉見直しを実施しており、見直しに際しては府内市町村と協議・調整の上、記載内容を変更しております。今回は、北部大阪、東部大阪都市計画区域について変更し、南部大阪都市計画区域については変更に伴い、指定区域がなくなることから廃止いたします。

まず、北部大阪、東部大阪、南部大阪、共通の変更事項について御説明いたします。既決定の方針では、北部大阪、東部大阪、南部大阪の各方針において、法的に定めのない前文を独自に記載しておりましたが、令和2年度に改定した上位計画である都市計画区域マスタープランに位置づけがあることから削除いたします。

北部大阪都市計画区域については、前文のみの変更であることから、続

いて、東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の地区ごとの変更内容を御説明いたします。

現在、赤色で示す防災再開発促進地区を7地区指定しております。今回変更する地区は、寝屋川市の萱島東地区、池田・大利地区、寝屋川香里地区、東大阪市の若江・岩田・瓜生堂地区の4地区で、上位計画の変更等に合わせて目標や整備の方針等を変更いたします。

次に、今回新たに指定する防災公共施設について御説明いたします。寝屋川市萱島東地区は、京阪萱島駅東側に多くの老朽建築物が密集している地域であることから、都市計画道路萱島讃良線及び地区内の主要生活道路を防災公共施設に指定し、地区の不燃化を促進いたします。

寝屋川市の池田・大利地区は、京阪寝屋川市駅西側に多くの老朽建築物が密集している地域であることから、地区内の主要生活道路を防災公共施設に指定し、地区の不燃化を促進いたします。

寝屋川市寝屋川香里地区は、京阪香里園駅周辺に多くの老朽建築物が密集している地域であることから、地区内の主要生活道路を防災公共施設に指定し、地区の不燃化を促進いたします。

東大阪市若江・岩田・瓜生堂地区は、近鉄若江岩田駅南側に多くの老朽建築物が密集している地域であることから、地区内の主要生活道路を防災公共施設に指定し、地区の不燃化を促進いたします。

続きまして、南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について御説明いたします。現在、岸和田市のJR東岸和田駅東地区について、防災再開発促進地区に指定しておりますが、防災街区整備事業が完了したことから削除いたします。これに伴い、指定地区がなくなるため方針を廃止いたします。

変更内容についての説明は以上でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成にあたり、令和3年8月2日から2週間、公述人の募集を行いました。公述の申出はございませんでした。令和3年12月6日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

なお、豊中市、寝屋川市、門真市、守口市、東大阪市及び岸和田市へ、都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

御説明は以上でございます。

**【澤木 会長】** どうもありがとうございました。ただいまの幹事からの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見、御質問のある方は挙手でお知らせください。

よろしいでしょうか。御意見、御質問がないようですので、採決に入ります。

議第467号、議第468号及び議第469号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【澤木 会長】** 御異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、最後の審議案件となります。議第470号、議第471号につきましては、大阪モノレール新駅の設置に伴います東部大阪都市計画道路の変更並びに東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更となっておりますので、これら二つの案件に関しても一括して幹事より説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

9 議第470号「東部大阪都市計画道路の変更」について

10 議第471号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」について

【幹事 森岡計画調整課長】 議第470号「東部大阪都市計画道路の変更」及び議第471号「東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更」の2案件は相互に関連がございますので、一括して御説明いたします。

「議案書」の35ページから40ページ、「議案書資料」の32ページから39ページに記載しておりますが、前方スクリーンで御説明いたします。

大阪モノレールは、大阪空港から門真方面及び彩都方面を結ぶ延長約28キロメートル、18駅の都市高速鉄道でございます。平成31年に、その区間の南端である門真市駅から瓜生堂駅まで約8.9キロメートルを延伸し、大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節することにより、広域的な鉄道ネットワークを形成する都市計画変更を行って、令和2年に都市計画事業認可を取得し、令和11年の開業を目指し、事業に着手しております。今回の変更内容は、延伸区間の門真市駅と（仮称）門真南駅の間、新たに（仮称）松生町駅を設置するため、関連する都市計画を変更するものでございます。

門真市駅と（仮称）門真南駅間は約2.6キロメートルと、大阪モノレールでは最も長い区間となります。新駅の設置箇所は門真市松生町の旧パナソニック工場の跡地で、現在、商業系複合施設の開発エリアに隣接しております。駅位置につきましては、駅の設置基準により、軌道が直線区間かつ極力水平区間であることや、商業系複合施設への利便性、守口市からのアクセス性も考慮し、決定いたしました。

それでは、都市計画の具体的な変更内容について御説明いたします。ま

ず、都市高速鉄道大阪モノレール及び都市計画道路大阪モノレール専用道について御説明いたします。モノレール専用道とは、モノレールの車両を支えるための軌道桁や支柱などの構造物を道路の一部として整備することから、専ら都市モノレールの交通の用に供する道路として計画するものです。よって、都市高速鉄道大阪モノレールと都市計画道路大阪モノレール専用道は同じ都市計画線となります。

都市高速鉄道大阪モノレール及び都市計画道路大阪モノレール専用道の都市計画変更内容を御説明いたします。現在の都市計画は、大阪中央環状線東側に位置しており、新駅（仮称）松生町駅を追加することにより駅前後の区間の線形も変更となります。

横断図により御説明いたしますと、駅の設置位置については、駅舎が車道に影響を及ぼさないよう橋脚を歩道内に収める必要があることから、線形を東側に寄せる計画となっております。駅舎部につきましては、駅舎の外壁部まで都市計画として決定するため、現在の幅員7.6メートルから駅舎の設置に必要な幅員18.8メートルの変更になります。なお、新駅は島式ホームとなります。

以上によりまして、新駅（仮称）松生町駅を現在の都市計画線の東寄りに設置し、その前後区間の線形と幅員を変更いたします。

続きまして、都市計画道路大阪中央環状線の変更内容について御説明いたします。新駅及び前後区間の幅員を変更するものです。大阪中央環状線はモノレールの側方空間を道路区域として確保するため、一部区間の幅員を変更するものです。モノレールの側方空間とは、車両に万一事故が発生し、乗客を安全に救出する必要がある場合の救出活動や、都市モノレールを設置する道路の沿道に火災が発生した場合の消防活動等に必要な空間として確保するものでございます。必要幅につきましては、一般部で軌道の

建築限界から6メートル、駅舎部で駅舎の建築限界から10メートルとなります。この側方空間を道路空間として確保するため、この変更で大阪中央環状線の幅員は東側に拡幅する計画となり、一部区間の幅員を変更するものでございます。以上により、一部区間の幅員の変更をします。

変更内容につきましての説明は以上でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。都市計画の案の作成に当たり、令和3年7月15日及び18日に地元説明会を行い、令和3年8月2日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。令和3年12月6日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。関係者への意見照会につきましては、大阪モノレール株式会社へ都市計画法第23条第6項に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。また、門真市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

**【澤木 会長】** どうもありがとうございました。ただいまの幹事の説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。ございましたら挙手でお知らせください。どうぞ、山本委員。

**【山本 委員】** 山本でございます。今回、新駅設定の基準で、商業系施設に接しているということなのですが、今回、新駅設置に当たって具体的に商業施設ができた場合に、どれぐらいの利用者が見込まれるか等の検討というのはされているのでしょうか。

それとあと、もう1点ですが、実際、商業施設が新駅設置に影響を与えるということであれば、この商業施設が永続的に続くように、そういったものに対して府のほうで何か検討されていることはございますでしょうか。

以上でございます。

**【澤木 会長】** 幹事いかがでしょうか。

**【幹事 森岡計画調整課長】** すみません、商業施設の利用者数なのですが、これは本計画と直接関係ございませんでして、我々のほうでは具体の資料というのは持ち合わせておりません。これはまた別途、商業施設側でそれに基づいて、各関係機関の協議を行い、許可を得るということになっておりますので、それに基づいて適切に計画されるものと考えております。

それともう一つが、施設が永続するかどうかということなのですが、これに関連しまして、商業施設と兼用というような形になるのですが、駅前の交通広場を設置することになっておりまして、それにつきましては、基本的には商業施設の土地に設置されるのですが、門真市さんが施設管理者と協定を結ばれまして、その上できちんと道路区域を設定するという法的な手続を取りまして、施設の永続性を担保する。もし、仮に商業施設が撤退されるとか、そういうことがありましても、市が協定に基づいて、その施設がきちんと維持されるように対応されるとお聞きしております。

以上でございます。

**【澤木 会長】** 山本委員、よろしいでしょうか。

**【山本 委員】** はい、ありがとうございました。

**【澤木 会長】** そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

内田委員、お願いします。

**【内田 委員】** 大阪中央環状線が駅部、東側に拡幅されるということですが、東側の土地の今の現況というのはどうなっているのでしょうか。こちら、手元にあるスライド7や8などを見ると、建物があるように見えるのですが。先ほどの御説明でしたら、商業開発が予定されているという

ことで、その辺りの私権制限などという観点で何か懸念するところ、問題はないのでしょうかという質問です。

**【澤木 会長】** ありがとうございます。幹事いかがでしょうか。

**【幹事 森岡計画調整課長】** 土地については、まずモノレールに必要なところにつきましては用地買収をいたしまして、また、道路が拡幅される部分につきましては用地買収はしないのですが、道路区域という法的な制限を加えまして、そこで道路的な機能はきちんと法的に担保されるような形でされると聞いています。用地買収するかどうかについては、事業者さんとお話しされたところ、事業者さんが売却はしない代わりに土地は無償で使っていただくような形にすると、そういう形で協議されたと聞いております。

土地につきましては、建物の形は工場の形が入っておりますが、現況は更地になりまして、計画に合うような形で建物を建てると聞いております。

**【内田 委員】** 了解しました。ありがとうございます。

**【澤木 会長】** そのほか、御質問、御意見、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。お二人から御質問が出ましたけれども、特に反対意見ということではなかったと思いますので、採決に入らせていただきたいと思います。

議第470号及び議第471号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【澤木 会長】** 御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

## 11 閉会

以上で本日の全ての審議は終了いたしました。本日の議案につきまして、直ちに事務局において必要な手続を進めさせます。委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

**【司会】** 長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。本日の審議会を踏まえまして、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和3年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日、御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、ありがとうございました。

(午後2時55分閉会)